

水質汚濁防止法に基づく排水基準

(1) 排水基準を定める省令（昭和 46.6.21 総理府令 35）

ア 有害物質

表 1 （別表第 1（第 1 条関係））

有害物質の種類	許容限度	有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03 mg/L	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L
シアン化合物	1 mg/L	1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトール及びEPNに限る）	1 mg/L	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L
		1,3-ジクロロプロパン	0.02 mg/L
		チラム	0.06 mg/L
鉛及びその化合物	0.1 mg/L	シマジン	0.03 mg/L
六価クロム化合物	0.5 mg/L	チベンチカルブ	0.2 mg/L
砒素及びその化合物	0.1 mg/L	ベンゼン	0.1 mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物（総水銀）	0.005 mg/L	セレン及びその化合物	0.1 mg/L
		ほう素及びその化合物	海域以外 10 mg/L
アルキル水銀	検出されないこと		海 域 230 mg/L
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L	ふっ素及びその化合物	海域以外 8 mg/L
トリクロロエチレン	0.3 mg/L		海 域 15 mg/L
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100 [*] mg/L
ジクロロメタン	0.2 mg/L		
四塩化炭素	0.02 mg/L		
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L	1,4-ジメチルベンゼン	0.5 mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L		

※ アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の含量

備考 1 「検出されないこと。」とは、第 2 条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

2 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和 49 年政令第 363 号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）第 2 条第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。

注 カドミウムについて次の 4 業種については、以下の暫定基準を設定する。

- 1) 金属鉱業 0.08 mg/L（平成 26 年 12 月 1 日から平成 28 年 11 月 30 日まで）
- 2) 非鉄金属第 1 次製錬・製造業（亜鉛に係るもの） 0.09 mg/L
（平成 26 年 12 月 1 日から平成 29 年 11 月 30 日まで）
- 3) 非鉄金属第 2 次製錬・製造業（亜鉛に係るもの） 0.09 mg/L
（平成 26 年 12 月 1 日から平成 29 年 11 月 30 日まで）
- 4) 溶融めっき業 0.1 mg/L（平成 26 年 12 月 1 日から平成 28 年 11 月 30 日まで）

イ 生活環境の保全に関する項目

表2 (別表第2 (第1条関係))

排水基準項目	許容限度	排水基準項目	許容限度
pH(水素イオン濃度)	海域以外の公共用水域に排出されるもの 5.8~8.6	銅含有量	3 mg/L
	海域に排出されるもの 5.0~9.0	亜鉛含有量	2 mg/L
BOD(生物化学的酸素要求量)	160(日間平均 120) mg/L	溶解性鉄含有量	10 mg/L
COD(化学的酸素要求量)	160(日間平均 120) mg/L	溶解性マンガ含有量	10 mg/L
SS(浮遊物質)	200(日間平均 150) mg/L	カドミウム含有量	2 mg/L
揮発性抽出物質	鉱油類 5 mg/L	大腸菌群数	日間平均3,000個/cm ³
	動植物油脂類 30 mg/L	窒素含有量	120(日間平均 60)mg/L
フェノール類含有量	5 mg/L	燐含有量	16(日間平均 8)mg/L

備考

- 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。
- 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。
- 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガ含有量及びカドミウム含有量の排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。
- 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。
- 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が1リットルにつき9,000ミリグラムを超えるものを含む。以下、同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。
- 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。